(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市税条例(昭和29年浜松市条例第38号。以下「条例」という。) 第82条の9の規定による軽自動車税種別割の課税免除に係る取扱いについて、 必要な事項を定めるものとする。

(課税免除の対象となる軽自動車等)

- 第2条 課税免除の対象となる軽自動車等は、次の各号に掲げるものをいう。
  - (1) 道路運送車両法 (昭和26年法律第185号) 第73条第1項及び第97条の3第 2項において準用する同法第73条第1項の車両番号標又は条例第92条第1項の 標識 (以下「車両の標識」という。) の交付を受けていない商品であって使用しない 軽自動車等
  - (2) 車両の標識の交付を受けている商品であって使用しない軽自動車等(原動機付自転車及び小型特殊自動車を除く。)にあっては、次に掲げる全ての要件を満たし、その確認がとれたもの
    - ア 販売を目的として取得し、賦課期日現在において販売を目的として保有している軽自動車等であること
    - イ 賦課期日現在において、当該軽自動車等の所有者及び使用者が同一であり、かつ、中古軽自動車等を販売することを業とする者(古物営業法(昭和24年法律第108号)第3条第1項の規定による古物営業の許可を受けている者に限る。)の名義であること
    - ウ 当該軽自動車等が、リース車、レンタカー、レンタルバイク、試乗車、社用車、 営業車又は代車等の事業の用に供されているものでなく、また、自己で使用する等 の販売目的以外の使用がされていないものであること
    - エ 当該軽自動車等の取得時における走行距離と賦課期日現在の走行距離の差が 100km 未満であること

(課税免除の確認等)

- 第3条 前条第2号に掲げる要件の確認は、課税免除を受けようとする軽自動車等の所有者から届出のある別記様式及び次に掲げる書類によって行うものとする。なお、届出の期間は、賦課期日の属する年度の4月1日から同月7日(同月7日が浜松市の休日を定める条例(平成元年条例第76号)に定める休日である場合は、その翌開庁日)までに提出を求めるものとする。
  - (1) 当該軽自動車等の所有者の古物商許可証(古物営業法第5条第2項に規定する許可証をいう。)の写し
  - (2) 古物台帳(古物営業法第16条の規定により帳簿等に記載し、又は電磁的方法により記録したもの)の写し等
  - (3) 自動車検査証又は軽自動車届出済証の写し
  - (4) 取得時の走行距離が分かる書類等及び賦課期日現在の走行距離が分かる走行メーターの写真等により、取得時の走行距離と賦課期日現在の走行距離の差が100km 未満であることを確認できるもの
  - (5) その他市長が必要と認める書類

(調査)

第4条 課税免除に係る届出内容その他課税免除に関する事項を確認する必要があると 認めるときは、現地調査その他の必要な調査を行うものとする。 (課税免除の届出に係る様式)

- 第5条 課税免除の届出に係る様式は、次に定めるところによる。
  - (1) 商品であって使用しない軽自動車等について(届出) 様式

## 附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度以後の年度の軽自動車税の種別割について適用する。